

2021. 10. 19 第47回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第47回口頭弁論期日が終わりました。

被告は、私たちが「A-17断層は、敷地内の活断層だ」という主張に対し、今回の準備書面（36）でも「追加のボーリング調査や音波探査等によりデータを拡充するとともに、詳細な検討を行っており、これらの詳細な調査・検討を踏まえて評価が固まった段階で、・・・必要な主張・反論を行っていく。」と言うだけでした。いつまでにということを明らかにしません。このような状況が3年続いているのに、裁判所が被告に対し何も言わないことは疑問です。このところ、ずっと、裁判所の訴訟指揮のあり方に対し、私たちは、口頭弁論期日や進行協議期日で、意見を述べてきました。このまま、評価が固まった段階まで主張しないという被告のやり方が許されるとしたら、早急な裁判を受ける権利の侵害となります。私たちは、更に強い何らかの手段を検討するしかありません。

なお、私たちは、被告に対し、3ないし5号機の建設時に掘り下げた地面の底面、穴の周囲の法面の写真を提出するように求めています。私たちが求めるものを任意に開示してくれないので、文書提出命令という形で請求することとしました。建設時の底面や法面の写真を見れば、敷地内に活断層があることが明らかになるはずで

す。

さて、本日、衆議院議員の総選挙が公示されました。原子力発電の是非が大きな争点として選挙戦が行われるとは限りません。それでも、新しい岸田文雄総理大臣が、原子力発電所の再稼働を推進し、核燃料サイクルの実現も進めるという姿勢をとっていますから、そのことの是非について、選挙で大きな争点となることを期待しています。

最近、日本の各地で地震が続いています。浜岡原発の近くだけ、最近の地震がありません。日本近辺で地震活動が激しくなっています。活動期に入っています。地震が多く起きる中央構造線、糸魚川—静岡構造線やフォッサマグナ、駿河湾トラフから西に延びている南海トラフは、浜岡原発のすぐ近くです。南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にある浜岡原発を再稼働させてはならないことは、自明の理の

はずです。福島原発の事故から10年が経過し、10年前のことを忘れてしまっている人たちも多くなってきました。この大災害を知らない若い人たちが増えてきました。多くの市民の皆様は浜岡原発の危険性を理解してもらわなければなりません。

原発の発電コストのことを考えるまでもなく、万一事故が起きたときに、浜岡では住民は避難できません。避難計画が策定出来ない浜岡原発は再稼働させるべきではないことが明らかです。

これらのことを更に多くの皆さんに伝え、多くの皆さんの賛同を得て、裁判所のできる限り早い判断を求めていきたいと考えます。

いつも言いますが、原発の再稼働を認めるかどうかは、人権問題です。私たちの訴えが人権問題であるということを裁判所が認め、上級裁判所や現在の政府に付度することなく、判断してくれることを期待します。

弁護士 鈴木 敏 弘